

# 香川県立保健医療大学規則

平成15年12月19日

規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）第7条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(評議会)

第1条の2 大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 学科長
- (7) 専攻長
- (8) 事務局長
- (9) 健康福祉部長
- (10) 学識経験を有する者

3 前項第10号に規定する者は、知事が委嘱する。

(教授会)

第2条 大学に、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(研究科委員会)

第3条 大学院の保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(事務局等)

第4条 大学に、事務局及び図書館を置く。

(分掌事務)

第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 職員の身分、服務及び給与に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。

- (4) 会計に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 学内の取締りに関すること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 大学の諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (10) 教授会及び研究科委員会に関すること。
- (11) 儀式に関すること。
- (12) 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、修了、懲戒その他学生の身分に関すること。
- (13) 教育課程に関すること。
- (14) 授業科目の履修及び学業成績に関すること。
- (15) 学籍簿の調製及び保管に関すること。
- (16) 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。
- (17) 学生相談に関すること。
- (18) 学生の課外活動に関すること。
- (19) 奨学生に関すること。
- (20) 授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の減免、分納及び納付の猶予に関すること。
- (21) 学生の就職に関すること。
- (22) 在学証明書、成績証明書、卒業証明書、修了証明書等の発行に関すること。
- (23) 旧香川県立医療短期大学、旧香川県臨床検査専門学校及び旧香川県看護専門学校の学籍簿の保管に関すること
- (24) その他図書館の所掌に属しない事務に関すること。

2 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書の収集及び保存に関すること。
- (2) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
- (3) その他図書に関すること。

(職員)

第6条 大学に、次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) その他の職員

2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長及び専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

3 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 副主幹
- (4) 主任
- (5) その他の職員

4 図書館に、前項第3号から第5号までに掲げる職員を置く。

(職務)

第7条 学長は、大学の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 副学長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の事務を掌理する。
- 3 研究科長は、上司の命を受けて、研究科に属する事務を掌理し、研究科に属する職員を指揮監督する。
- 4 学生部長は、上司の命を受けて、学生の一般生活及び学習上の指導援助に関する事務を掌理する。
- 5 図書館長は、上司の命を受けて、図書館に属する事務を掌理し、図書館に属する職員を指揮監督する。
- 6 学科長は、上司の命を受けて、学科に関する事務を掌理し、学科に属する職員を指揮監督する。
- 7 専攻長は、上司の命を受けて、専攻に関する事務を掌理し、専攻に属する職員を指揮監督する。
- 8 事務局長は、上司の命を受けて事務局に属する事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。
- 9 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 10 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 11 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(学生定員)

第8条 保健医療学部の学科の学生定員は、次の表のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
看護学科	70人	280人
臨床検査学科	20人	80人

2 研究科の専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士課程の前期の課程	25人	50人
	博士課程の後期の課程	2人	6人
臨床検査学専攻	博士課程の前期の課程	3人	6人
	博士課程の後期の課程	2人	6人

(入学選考の手数料の納付等)

第9条 入学選考の手数料（以下「入学選考手数料」という。）は、入学を志願するときに納付しなければならない。

- 2 既納の入学選考料は、還付しない。ただし、大学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した科目を既に入学選考料を納付した者が受験していないことにより入学選考の出願の資格がないことが判明したときは、当該入学選考手数料を納付した者からの申出により、既納の入学選考手数料のうち13,000円を還付する。

(入学金の納付)

第10条 入学金は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。

(授業料)

第11条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部

2 公の施設の使用料香川県立保健医療大学の項に規定する大学院において修業年限が2年（博士課程の後期の課程にあつては、3年。）を超える場合の授業料は、1年度当たり、1,071,600円

（博士課程の後期の課程にあつては、1,607,400円）を、修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2年を超える修業年限に変更があつた場合の授業料は、別に定める。

(授業料の納付)

第12条 授業料は、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）及び後期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の2学期に区分して納付するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額（前条ただし書きの場合にあつては、別に定める額）とする。

2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあつては4月30日までに、後期にあつては10月31日までにしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、後期に係る授業料は、当該学期の属する年度の前期に係る授業料を納付する際、併せてこれを納付することができる。

(授業料等の減免)

第13条 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料等の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認める者に対し、授業料等を減免することができる。

2 学期の全日数にわたり休学又は留学をする者の当該学期に係る授業料は、免除する。

3 前2項に定めるもののほか、授業料等の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の分納及び納付の猶予)

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 授業料等の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第4号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる専攻の学生定員については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成29年度に香川県立保健医療大学の大学院の博士課程の後期の課程に入学する者に係る学期については、改正後の第12条第1項の規定にかかわらず、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第38号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる課程の学生定員については、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分及び次項中香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表4の16の表第1の項(1)の事項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

2 香川県出先機関事務決裁規則の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

2 香川県職員の職の設置に関する規則（昭和32年12月26日規則第57号）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)
- 2 香川県職員の職の設置に関する規則（昭和32年12月26日規則第57号）の一部を次のように改正する。